

子ども・子育て支援新制度に係る各基準条例（案）への意見書

募集期間：平成26年6月20日（金）から平成26年7月9日（水）まで（当日消印有効）

各基準条例（案）

- 1 (仮称)八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)
- 2 (仮称)八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
- 3 (仮称)八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

No.	御意見（上段）及び 回答（下段）	条例 区分
1	重要事項の説明は、基本的には施設側だと思うが、直接市へ出向いた利用希望者には市が対応するのか【第5条関連】	1
	重要事項に係る利用希望者への説明につきましては、施設における教育・保育等の内容について、利用希望者の同意を得ることを目的としており、施設側で行うこととなります。そのため、利用希望者が直接市に出向いた場合であっても、市では、施設における教育・保育の詳細等を把握することは困難であることから、施設側で説明を行う必要があります。 なお、説明の時期については、認定こども園、幼稚園については、保護者との利用契約締結前、私立保育所については入園前の説明会などが想定されます。	1
2	上乗せ徴収と実費徴収の違いがはっきりしない。実費徴収のように具体例を挙げて欲しい。 また、上乗せ徴収の場合は文書で同意を得ることを求めるとあるが、同意しない場合は、どうなるのか。【第13条関連】	1
	上乗せ徴収は、国が定める教育・保育費用（公定価格）に上乗せする費用であり、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の範囲内で徴収することとされております。 国の資料においては、上乗せ徴収の例として、職員配置の充実、高処遇を通じた職員の確保、設備更新の前倒し、平均的な水準を超えた施設整備などが挙げられておりますが、国の省令では具体例は示されていないこと、「質の向上」という広い範囲であること、具体例を挙げることで規定に拘束されることも想定されることから、当市では、国の基準どおりの文言といたしました。 また、上乗せ徴収については、あらかじめ徴収理由や額を保護者に示すこととなりますが、同意を得られなかった場合、当該施設は、保護者の選択から除かれるものと考えられます。	1
3	法定代理受領しない場合とは、どのような場合か。公定価格から利用料を差し引いた分を法定代理受領とするのではないのか。【第13条関連、第14条2項】	1
	法定代理受領とは、市が、本来は特定教育・保育（私立保育所に係るものを除く）や特定地域型保育を受けた子どもの保護者へ支払うべき給付費（＝公定価格－利用料）を、保護者に代わって直接、施設へ支払うことができる仕組みであり、実務上はこの方法が主流となるものです。 法定代理受領を受けない場合とは、例えば保護者が市からの直接給付を希望した等の理由から、法定代理受領によることなく、市から保護者へ直接給付費を支払うことを、当該特定教育・保育施設等が選択した場合が想定されます。 なお、法定代理受領を受けない施設では、保護者から、本来の給付費相当分を徴収し、施設は教育・保育を提供した証明書を保護者へ交付することとなります。市では、当該証明書とともに費用の請求があった場合は、保護者へ給付費を支払うこととなります。	1

各基準条例（案）

- 1 (仮称)八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)
- 2 (仮称)八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
- 3 (仮称)八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

No.	御意見（上段）及び 回答（下段）	条例 区分
4	保護者の虚偽、不正行為とは具体的にはどのようなことをいうのか。（保育の認定について施設側に情報提供があるのか）【第19条関連】	1
	<p>本規定は、施設が知り得る情報の範囲内において、明らかに虚偽や不正行為により施設型給付費を受けた場合、または受けようとした場合に、市へ意見を添えて通知するものです。</p> <p>具体的には、保育認定を受けている子どもの保護者が、施設で実施する「児童の家庭状況の確認」等において、明らかに保育の必要性が無いと認められる場合などが想定されます。</p> <p>また、前述のとおり、虚偽等の有無の判断については、施設側が知り得る情報の範囲内で行うこととなるため、市から施設側に対する情報提供は想定しておりません。</p>	1
5	あらかじめ文書により保護者の同意を得る場合とは、情報提供するその時点を指すのか、年度当初や入園説明時に全員から同意してもらった時点を指すのか。【第27条関連】	1
	いずれの場合も想定されるものです。情報提供を行う前に同意を得ていれば差し支えないものです。	1
6	紹介することの対償として金品を受け渡していけないが、紹介や相談は支援の一環ではないのか。【第29条関連】	1
	<p>本規定は、施設・事業者が、他の教育・保育施設等へ子どもや家族を紹介することの対償として、施設・事業者間で紹介料などとして金品その他の財産上の利益の供与・收受を禁止するものです。</p> <p>紹介や相談を行うことを禁止するものではありません。</p>	1
7	国の基準どおりのため、特に反論はなし	1
	回答不要	1
8	<p>小学校との連携について…卒園や利用終了後、とありますが卒園にあたって、でなければ円滑な接続や連携は不可能ではないでしょうか。【第11条関連】</p> <p>また、秘密保持等の、「あらかじめ文書により保護者の同意を得なければならない」とことと関連し、現在実施されている教育委員会主導の幼保小連携に係る事業は難しくなりそうですが、いかがでしょう。【第27条関連】</p> <p>※個人が特定されない話し合いは可能でしょうけれども、認定こども園は小学校との連携が難しくなるのではないのでしょうか。</p>	1
	<p>条例案の概要資料「1 1 小学校等との連携」には「卒園や利用終了後」と記載していましたが、ご指摘のとおり、小学校等との連携は、卒園前に行うべき事項であることから、条例に規定する際は、国基準と同様に、「特定教育・保育の提供の終了に際しては」と記載することといたします。</p> <p>また、同資料「2 7 秘密保持等」の規定については、国の基準において「従うべき基準」に位置づけられていることから、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得る必要があります。</p>	1

各基準条例（案）

- 1 (仮称)八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)
- 2 (仮称)八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
- 3 (仮称)八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

No.	御意見（上段）及び 回答（下段）	条例 区分
9	<p>掲示について…運営規程の「概要等の重要事項」は項目だけでも膨大ですが、乳幼児への環境としてはいかがでしょう。「概要等の重要事項」閲覧が可能との掲示としたら駄目でしょうか。【第23条関連】</p>	1
	<p>本規定は、利用希望者が施設を選択するにあたり、その判断材料となる、施設の運営規程の概要等の重要事項を、施設の見やすい場所に掲示することが目的です。そのため、申出による閲覧ではなく、利用希望者等が各施設・事業所を訪れた際に、常に見ることができる状態となっている必要があるものです。</p> <p>しかしながら、ご意見のとおり、運営規程の概要等の重要事項は、項目だけでも膨大であるため、掲示の方法としては、重要事項を箇条書きする方法や、冊子にして掲示する方法などが想定されます。</p>	1
10	<p>事故発生の防止及び発生時の対応について…この場合の「事故」が示す意味、程度や範ちゅうについての但し書き、重大な事故、賠償や刑事を伴う事故かは概要には含まれないのでしょうか。【第32条関連】</p>	1
	<p>条例に規定する事故とは、子どもの保育中に発生し得る、あらゆる事故を想定しているものです。</p> <p>事故の程度を問わず、児童の安全確保のため、指針の整備や研修等を行うことが必要であると考えております。</p> <p>また、万が一事故が発生してしまった場合には、その事故への迅速な対応が求められるほか、再発防止のための検討を行うなどの体制整備のための規定となっております。</p> <p>ただし、本規定中の市への連絡範囲については、運用上、連絡が必要な範囲等を定める必要があると考えており、基本的には現行の事故報告の取扱と同等程度で考えております。</p>	1
11	<p>全体として国の基準通りの考え方で統一されているので、異論はない。しかし、「定員の順守」については八戸市独自の考え方を導入してもいいのではないかと考える。</p> <p>これまでも八戸市では、「待機児童解消」のために定員超過を行ってきた。「恒常的に定員を超過する場合は別にしても、多少（15%超過くらい）の定員超過入所は認めた方が良くはないか。【第22条関連】</p> <p>理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、4月当初よりも年間の途中で入所希望者が多くなる。 2、最近では、第2子、第3子の出生児が多くなっていて、育児休業明けの入所が期待されている。 3、幼稚園の認定こども園への移行状況は不明だが、教育・保育施設が不足になり、施設を新設するより経費が少なくて済む。 	1
	<p>新制度においては、各施設における認可定員の範囲内で、受入人数の上限となる利用定員を定めることが基本となりますが、条文のただし書で、年度中の保育需要の増大に対応する場合この限りではないと規定しております。</p> <p>この場合において、認可定員を超過している施設の利用定員設定の取扱いについては、国で検討中であり、明示されてはおりませんが、現時点における当市の方針といたしましては、少なくとも年度当初は、虐待児童の受入など緊急性のある場合を除き、利用定員の最大値である認可定員を遵守していただきたいと考えておりますことから、今年度中に、各施設に対し、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができるよう、認可定員の増加について働きかけを行って参りたいと考えております。</p>	1

各基準条例（案）

- 1 (仮称)八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)
- 2 (仮称)八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
- 3 (仮称)八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

No.	御意見（上段）及び 回答（下段）	条例 区分
12	<p>家庭的保育事業（グループ型）及び居宅訪問型保育事業については、最近、「虐待」や「殺人」など悲惨な事件が続発しているので実施については慎重に判断してほしい。職員の資格についてもできるだけ「保育士」資格を適用させてほしい。【第37条関連】</p>	1
	<p>家庭的保育事業等に関する認可に当たっては、①この条例案による設備及び運営に関する基準のほか、児童福祉法に定める客観的な認可基準に適合すること、②社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすこと、その上で欠格事由に該当する場合を除き、基準に適合していることが必要であること、③あらかじめ、八戸市子ども・子育て会議の意見を聴くことが定められております。</p> <p>更に、設備及び運営に関する基準が維持されるよう、市は必要と認める事項の報告を求め、立ち入りや検査を行うこと、あるいは必要な改善を命じることができるものであり、具体的な認可等の諸手続きについては今後の国の定めを待つこととなりますが、慎重な判断が行われるため、質の確保された保育の提供を行うことができる制度となっております。</p> <p>また、家庭的保育事業における家庭的保育者は、国が定める基準（従うべき基準）により、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者として、それぞれ必要な研修を修了した者とされており、保育者の質を確保する制度となっております。【第24条、第35条、第40条関連】</p>	2
13	<p>連携施設：連携する施設の側に連携拒否権はあるのか。（運営方法、保育の考え方に極端な相違がある場合等）【第7条関連】</p>	2
	<p>連携施設については、当事者（家庭的保育事業者と教育保育施設設置者）の間で調整し設定することが基本とされ、連携拒否権という制度上の設定はございませんが、当事者間の調整が難航した場合は、事業者からの求めに応じて市町村が調整を行うこととなります。結果として協力関係に至らない場合も想定されますが、その場合は他の連携先を探すこととなります。</p>	2
14	<p>小規模保育0～2歳を0～5歳にしてほしいです。子どもひとりひとりを大切にしていこうとするのでしたら、ぜひ、認可外保育施設に通園している子どものこともよろしくお願いいたします。【第37条関連】</p>	1
	<p>新制度においては、従来の児童福祉施設としての認可保育所（利用定員20名以上）の枠組みに加えて、新たに家庭的保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）が、市町村の認可事業として新設されております。</p> <p>当該事業における受入対象乳幼児については、児童福祉法により、原則として3歳未満の保育認定の子どもが対象と定められており、市の条例において対象年齢を変えることはできないものとなっております。</p> <p>なお、条例案にも記載しておりますが、家庭的保育事業においては、事業者が連携施設を確保することとされており、この連携施設は、保育内容の支援のほか、利用乳幼児の卒園後の保育が継続的に提供される確実な受け皿としての役割を担うこととなりますので、安心して利用できる仕組みとなっております。【第30条、第32条関連】</p>	2

各基準条例（案）

- 1 (仮称)八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)
- 2 (仮称)八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
- 3 (仮称)八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

No.	御意見（上段）及び 回答（下段）	条例 区分
15	民間でやっているのので、市で建物を建てるか、学校を開放するようにしてほしいです。【第9条関連】	3
	放課後児童クラブの開設場所については、各クラブにおいて、大変苦勞をされ確保して頂いていると認識しておりますが、小学校で開所することについては、全国的な問題であり、国も空き教室の利用を検討中であることから、今後国の動向に注視しながら、教育委員会も含めた関係各課と連携し、検討していきたいと考えております。 市で建物を建てることについても、今後の国の動向を見ながら、各クラブの状況も踏まえた上で、必要性について検討していきたいと考えています。	3
16	設備の基準：専用区画の面積に対する市の方針について、規定の許容範囲の具体的な数字を示してほしい（上限など）【第9条関連】	3
	専用区画の面積については、国の基準どおり、児童1人当たり概ね1.65平方メートル以上とし、ただし、既存の放課後児童クラブについては、設置場所の制約や経費面から基準を満たすことができないクラブがあるため、当分の間は現状のままでも認めるとする例外規定を設ける方針です。また、新設の場合は、児童1人当たり概ね1.65平方メートル以上とする規定を適用します。 規定の許容範囲の数字については、利用者に支障（例えば、兄弟等で利用する場合、1人の利用だと基準を満たすが2人の利用だと基準を満たせないため、どちらかの利用を断る等）が生じないように、また利用実態に柔軟に対応できるよう「概ね」としたものであるため、具体的な数字をお示しすることは現時点では考えておりません。	3
17	職員：都道府県知事が行う研修について、できれば市内で開催し、日帰りで受講できるようにしてほしい。【第10条関連】	3
	支援員の資格要件となっている県知事が行う研修については、どのように行われるのか現時点では情報がないため、市内でも開催してくれるよう要望していきたいと考えております。	3
18	支援の単位について、上限の数字を示してほしい。【第10条関連】	3
	支援の単位については、国の基準どおり概ね40人以下とし、ただし、既存の放課後児童クラブについては、設置場所の制約や経費面から基準を満たすことができないクラブもあるため、当分の間、現状のままでも認めるとする例外規定を設ける方針です。また、新設の場合は、支援の単位を概ね40人以下とする規定を適用します。 支援の単位の上限については、上記16「専用区画の面積」と同様に、利用実態に柔軟に対応できるよう「概ね」としたものであるため、具体的な数字をお示しすることは現時点では考えておりません。	3

各基準条例（案）

- 1 (仮称)八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)
- 2 (仮称)八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
- 3 (仮称)八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

【御要望】

本意見募集の際に、次のとおり御要望が寄せられました。今後の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきたいと考えております。

No.	御要望	条例区分
1	母子、父子家庭のため仕事ができるよう24時間保育や入浴、夕飯を取り入れた保育施設と料金の無料化、思春期の塾や習い事の母子・父子専門のサービスと料金の軽減化、保育園での車を持たない家庭のために送迎を認可保育園で取り入れてほしい。学童も保育園で利用する場合、送迎サービスや小学校までの迎えをしてくれるなど、非課税世帯の学童利用の無料化をお願いしたい。各小学校、中学校での特別支援学級の取り入れの義務化、病児保育を各保育園に完備と病児保育をもっと増やしてほしい。	1 3
2	学童保育の時間延長（21：00くらいまで）、土曜、日曜、祝日の営業化、昼食、夕食のサービス、預かるだけでなくイベントの企画、非課税世帯の料金の緩和、特別支援が必要な子の積極的な取り入れ、高齢化、年金の引き下げ、ひとり親の増加に伴い、子どもを育てていくことが難しい環境になり、親子と一緒に暮らせなくなる事態を防ぐため働きながら子どもを育てていく難しさを緩和するためにも、これらのサービスが必要にこの先なっていくと思います。	3